

平成27年度におけるバターの国家貿易による輸入の方針(平成27年1月23日公表)

平成27年度については、昨年のバター不足を踏まえ、生乳生産基盤を強化する対策を着実に進めるとともに、国家貿易による輸入について、次のように対応することにより、バターの安定供給を図ってまいります。

1. 運用改善

メーカー、ユーザー等にあらかじめ輸入スケジュールを知らせることにより、安心して需要量に見合った供給を行えるようにするとともに、ユーザーが直接輸入品を利用できるようにすることにより、国内のバター製造に要する期間から生ずるタイムラグを無くすための運用改善を行います。

(1) 輸入決定時期の明確化

平成27年度は、1月、5月及び9月に輸入の判断を行う。ただし、輸入の有無や量は、その時点での需給状況を踏まえて判断する。

(2) 輸入品の引渡時期の早期化

輸入品が、需要期に確実にユーザーに届くよう引渡期限を設定する。特に、年末の需要期に向けては、遅くとも10月までにユーザーに引き渡されるよう設定する。

(3) 輸入対象とする形態の拡大

ユーザーが限られるバラバター(25kg、冷凍)のみでなく、洋菓子店等でも直接利用できる形(1～5kg、冷凍)の輸入を行う。

2. 情報共有・発信

店頭に常に一定量が供給されるよう、上記1のとおり輸入の運用改善を図るとともに、不足の可能性が生じた時点で、事前に迅速な対応が行えるよう、行政・製造メーカー・乳業団体等が緊密に情報共有を行い、一丸となって早めに対応していきます。

(1) 情報共有

バターの需給状況について、行政・製造メーカー・乳業団体が緊密に情報交換や協議を行い、不足の兆候を早めに共有し、迅速な対応が行えるようにする。また、ユーザーや小売店等との情報共有にも努める。

(2) 情報発信

消費者やユーザーに対し、バターの需給について、適切な情報提供に努める。